

平成24・25年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書提出要領 定期申請

- 新潟県上越地域水道用水供給企業団 -

平成24・25年度において、上越地域水道用水供給企業団が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の入札等に参加しようとする方は、上越地域水道用水供給企業団の競争入札参加資格審査及び請負工事指名委員会に関する規程（昭和54年企業団管理規程第1号）により資格審査の申請を行ってください。

1 資格審査申請をすることができる事業者

・別表の「業務の種類」に定める区分に応じ、同表「資格審査を受けることができる者」に掲げる条件を満たす事業者

**ただし、以下に掲げる事項のいずれかに該当する事業者は申請することができません。**

- (1) 地方自治法施行第167条の4第2項のいずれかに該当する事業者
- (2) 指名競争入札及び随意契約に関し指名停止の措置を受け、当該指名停止の期間を経過していない事業者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者（以下単に「役員」という。）をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

2 参加資格の有効期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間

（平成24年4月1日以降に随時申請を行った場合は、入札参加資格が認められた日から有効期間が始まります。）

定期申請年の翌年の1月15日から2月14日までの追加申請は今後、行いませんのでご注意ください。

### 3 提出場所及び提出方法等

2 市内に本社・営業所を有する事業者及び 2 市外の事業者	提出先	▶ 上越地域水道用水供給企業団 総務課
	提出部数	▶ 1部 ▶ 必ず A4 ファイルに綴じ、 <u>背表紙下部に商号又は名称を記載して提出してください。</u> (ファイルの色指定なし)
	提出期間等	▶ <u>平成 23 年 12 月 15 日 (木) ~ 平成 24 年 2 月 14 日 (火)</u> ▶ 期間中の土・日・祝日の受付は行いません ▶ 受付時間は 9 : 00 ~ 17 : 00
	提出方法	▶ 郵送、宅配便にて提出(持参も可) ▶ (あて先) 〒943-0814 上越市大字岩木 2036 番地 上越地域水道用水供給企業団 総務課まで ▶ 平成 24 年 2 月 14 日の消印まで有効

持参・郵送等の場合とも、後日、審査の結果、不足書類等がありましたら連絡します。

不足書類がない限り受理・登録し 4 月以降に上越地域水道用水供給企業団ホームページで公表します  
のでご確認ください。

### 4 申請書、補足資料等の入手方法(下記のいずれかの方法で入手してください)

新潟県様式

- ▶ 新潟県のホームページからダウンロード

<http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1315429320354.html>

補足資料等(上越市様式)

- ▶ 上越市または上越地域水道用水供給企業団のホームページからダウンロード
- ▶ 上越地域水道用水供給企業団事務局で受け取る

ダウンロードの際は、A4 サイズの普通紙に印刷してください。感熱紙は不可とします。

### 5 提出書類作成基準日

平成 23 年 10 月 1 日直前の事業年度終了の日現在の事実に基づき作成してください。

## 6 提出書類等

該当する書類を表の上から順に綴じてください。

区分	書類名等	対象事業者（注1）				提出部数	作成時の注意等 （注2）
		2市内本社	2市内営業所有	2市外	該当者のみ		
	平成24・25年度建設工事・建設コンサルタント等業務 入札参加資格審査申請書						
新潟県様式	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 （第1号様式）					1部	1
	入札参加希望業種（部門）一覧（第2号様式）						
	入札参加希望業種（部門）実績（第3号様式）						
	営業所一覧表（第4号様式）						2
	技術職員調書（第5号様式）						
	技術職員経歴書（第6号様式）						3
上越市様式	支店・営業所等の職員経歴書（上越市補足資料1）						4
	入札参加希望業種（部門）に係る実績調書（上越市補足資料2）						5
	入札参加希望業種（部門別）実績高一覧表（上越市補足資料3）						6
納税証明	消費税及び地方消費税の納税証明書						7
	所得税（個人の場合）又は法人税（法人の場合）の納税証明書						8
	市民税及び固定資産税の納税証明書						9
その他	I S Oの認証登録の状況						10
	登録証明書又は登録を受けていることを証明できる書類						11
	暴力団等排除に関する誓約書					12	
	委任状					13	
	市内営業所に係る調査表（コンサルタント）					14	
	返送用ハガキ又は封筒						

### 注1 「対象事業者」の定義

2市内本社.....上越市または妙高市（以下2市という）内に本社を有する事業者

2市内営業所有...2市外に本社を有するが、2市内に営業所等がある事業者（委任の有無は問いません）

2市外.....上記以外の事業者

該当者のみ.....「2市内本社」「2市内営業所有」「2市外」の区分に係わず、該当する事業者

### 注2 作成時の注意等

1 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書

- ・新潟県知事あてを「企業長あて」とする。
  - ・申請者印を押印する。
- 2 営業所一覧表
    - ・新潟県内全ての営業所を記入
    - ・該当する営業所がない場合は欄外に「該当なし」と記入
  - 3 技術職員経歴書
    - ・新潟県の申請時に提出したもののコピーでも可
  - 4 支店・営業所等の職員経歴書（上越市補足資料1）
    - ・2市外本社業者で2市内に支店・営業所等を有する事業者は、当該支店・営業所等に勤務する職員の経歴について記入
  - 5 入札参加希望業種（部門）に係る実績調書（上越市補足資料2）
    - ・事業者が独自に作成したもので、様式の内容を満たすものであれば代用可能
    - ・直前2年間の主な完了業務及び直前2年間に着手した主な未完了業務について記入
    - ・下請けした業務については、「注文者」の欄には元請業者名を記入し「件名」の欄には下請した件名を記入
    - ・「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造延べ面積等を記入
    - ・「受託代金の額」欄は、消費税込みの金額を記入
  - 6 入札参加希望業種（部門別）実績高一覧表（上越市補足資料3）
    - ・建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、測量、建築設計の入札参加を希望する場合に記入
    - ・金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入
  - 7 消費税及び地方消費税の納税証明書、所得税（個人の場合）又は法人税（法人の場合）の納税証明書
    - ・国税の納税証明書又はそのコピー
      - 個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」
      - 法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」
    - ・証明年月日は申請書提出日以前3カ月以内のもの
    - ・課税されていない場合は、申請書の空白部分にその旨明記してください。
  - 8 市民税及び固定資産税の納税証明書
    - ・2市内に営業所を有する場合に提出
    - ・固定資産税が課税されていない場合は、欄外に「該当なし」と記入
    - ・上越市へ提出する「市税納税状況確認承諾書」を提出されても、企業団では確認できないため、納税証明書の提出をお願いします。
  - 9 ISOの認証登録の状況
    - ・登録証のコピーで可（有効期限が確認できるもの又は登録が有効であることを証明するもの）
  - 10 登録証明書又は登録を受けていることを証明できる書類
    - ・入札参加を希望する業務の登録証明書等のコピー
    - ・建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務の場合、それぞれの登録規定に基づく登録証明書のコピーで可
    - ・測量業務、一級建築設計業務、土地家屋調査業務、不動産鑑定業務及び計量証明業務の場合、そ

それぞれの登録証明書等のコピーで可

1 1 暴力団等排除に関する誓約書

- ・上越地域水道用水供給企業団の競争入札参加資格審査及び請負工事指名委員会に関する規程第2条第1項第4号のAからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認のうえ住所、商号又は名称、代表者を記入し代表者印を押印してください。

1 2 委任状

- ・契約に係る行為の権限を営業所等の長に委任する場合は必要
- ・委任状の有効期間は、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- ・委任状には必ず委任者、受任者双方の印を押印する。
- ・委任状は建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（第1号様式）の次に綴る。

1 3 2市内営業所に係る調査表（コンサルタント）

- ・営業所が2市内に複数ある場合は、営業所ごとに作成すること。

1 4 返送用ハガキ又は封筒

- ・受付の確認印が必要な場合に提出
- ・散逸しないようにクリップ等でとめる。

7 その他

- (1) 不足書類がないように提出前に確認をお願いします。
- (2) 証明書類のコピーによる代用では添付書類は、写真機・複写機等を使用した機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大でありかつ鮮明であるものに限り、コピーによって差し支えありません。
- (3) 上越市については、発注機関が異なりますので別途申請が必要です。提出は、直接おこなってください。（上越市契約課 工事契約係：電話 025-526-5111 内線 1308 1724 1579）
- (4) 建設工事への入札参加を希望する場合は、「建設工事入札参加資格審査申請書提出要領」に基づき申請してください。
- (5) 施設管理業務等への入札参加を希望する場合は、「物品入札参加資格審査申請書提出要領」に基づき申請してください。
- (6) 申請後、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。
  - ・商号又は名称
  - ・営業所等の名称、所在地又は電話番号
  - ・代表者の氏名（法人）
  - ・代理人の氏名
  - ・許可業種
  - ・営業所等の新設又は廃止上記の他、廃業並びに営業譲渡等の重大な事項が生じた場合は所定の手続きが必要となります。
- (7) 申請後、新たにISO等の認証を受けたときは、その登録証のコピーを提出してください。
- (8) 記載された個人情報等は契約に関する業務以外に使用しません。

不明な点は、企業団 総務課（ 025-522-5411 ）までお問い合わせください。

別 表

業務の種類	業務の内容	資格審査を受けることができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言	建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者又は当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査	地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者又は当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務	補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者又は当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法(昭和25年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	建築物の設計にあつては建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者、建築設備の設計にあつては建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)登録建築設備士を有する者又は建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量及び申請手続	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者又は土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験(CBR試験)	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に関連する業務で上記以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

施設管理業務への入札参加を希望する場合は、「物品」での申請となります。

いずれかを削除

(新規・継続)

平成24・25年度  
建設工事・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書

上越地域水道用水供給企業団が行う建設工事、建設コンサルタント等業務の入札に参加したいので、入札参加資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

(宛先) 上越地域水道用水供給企業団 企業長

総務課受付印欄	郵便番号	
	住所	
	ふりがな	
	商号又は名称	
	ふりがな	
	代表者職氏名	印
	電話番号	
	F A X 番号	
連絡用メールアドレス		

メールアドレスのある方は必ず記載してください。複数のアドレスをお持ちの方は常時連絡を受信できるアドレスを記載してください。

1 契約権限等を委任する支店、営業所等 (工事は建設業許可を受けている支店、営業所等であること。)
郵便番号
住 所
ふりがな
商号又は名称
ふりがな
代理人職氏名
電話番号
F A X 番号
連絡用メールアドレス

申請書記入者：

電話番号：

## 2 市内にある支店・営業所等の職員経歴書

氏 名	最 終 学 歴		法 令 等 に よ る 免 許 等		実 務 経 験	実務経験年数
	学校の種類	専 攻 学 科	名 称	取得年月日		
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

### 事 務 職 員

氏 名	氏 名

2 市外本社業者で上越市または妙高市内に支店・営業所等を有する場合は、2 市内の支店・営業所等に勤務する職員について記入願います。

（上越市 補足資料 1）



### 入札参加希望業種（部門別）実績高一覧表

区 分		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	直前 2 ヶ年間の 年間平均実績高
建設 コン サル タ ン ト	河川、砂防及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道路			
	鉄道			
	上水道及び工業用水道			
	下水道			
	農業土木			
	森林土木			
	造園			
	都市計画及び地方計画			
	地質			
	土質及び基礎			
	鋼構造及びコンクリート			
	トンネル			
	施工計画、施工設備及び積算			
	建設環境			
	機械			
	水産土木			
	電気電子			
廃棄物				
計		0	0	0
地質調査		0	0	0
補償 コン サル タ ン ト	土地調査			
	土地評価			
	物件			
	機械工作物			
	営業補償・特殊補償			
	事業損失			
	補償関連			
計		0	0	0
測 量	一般測量			
	航空測量			
	簡易測量			
計		0	0	0
設 建 計 築	一級建築設計			
	建築設備設計			
計		0	0	0
その他				
合計		0	0	0

・消費税及び地方消費税込みの金額を記入ください。（単位：千円）

（上越市補足資料 3）

# 暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

(宛先)

上越地域水道用水供給企業団 企業長

住所(所在地)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、参加資格の取り消しなど、企業団の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

- 1 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者(以下単に「役員」という。)をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる者
- 2 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- 4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 6 法人であって、3から5までのいずれかに該当する役員があるもの

## 2 市内営業所に係る調査表(コンサルタント)

2 市内本社のみの場合は不要です

(平成 年 月 日現在)

会 社 名		記載例 株式会社								
2 市内の事業所  (登記簿等に記載されている正式名称を記入してください。)  事業所ごとに補足表を作成してください	(名 称)	記載例 営業所・支所・支店等								
	(所在地)  〒  TEL	(開設年月日) T.S.H 年 月 日  営業所等開設経過年数 (合併前の旧町村に開設していた場合は、その期間を含む)  年 月								
	(平成 23 年度 市税納入額) 【内訳】 平成 23 年度税額									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right;">左記のうち既に納入した額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">総 額</td> <td style="text-align: right;">総 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">法人市民税</td> <td style="text-align: right;">法人市民税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">固定資産税</td> <td style="text-align: right;">固定資産税</td> </tr> </table>			左記のうち既に納入した額	総 額	総 額	法人市民税	法人市民税	固定資産税	固定資産税	円 円 円 円
	左記のうち既に納入した額									
総 額	総 額									
法人市民税	法人市民税									
固定資産税	固定資産税									
2 市内の事業所 職員数  (2 市内の事業所に常時勤務する職員の状況を記入してください。)	2 市内事業所の常勤職員総数 _____ 名(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)  上記常勤職員の内訳 <table style="margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">事務職員</td> <td style="padding: 2px 5px;">_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">技術職員</td> <td style="padding: 2px 5px;">_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">その他職員</td> <td style="padding: 2px 5px;">_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">* 臨時・パートを含みません。</p>		事務職員	_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)	技術職員	_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)	その他職員	_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)		
事務職員	_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)									
技術職員	_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)									
その他職員	_____ 人(うち 2 市内住民登録者 _____ 人)									

- 注) 1 この補足表は、作成日現在で記入してください。  
 2 2 市内に複数の事業所がある場合は、各事業所ごとに本表を作成してください。  
 3 記入された内容に虚偽があった場合は、入札参加資格申請書に虚偽の記載があったものとみなし参加資格を取り消すことがあります。

総務課記載	
-------	--